

2 2 川 監 公 第 1 1 号

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	松 川 欣 起
同	奥 宮 京 子
同	後 藤 晶 一
同	宮 原 春 夫

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 建設緑政局

各区役所道路公園センター

監査の範囲 平成21年度に契約した工事、平成20年度からの繰越工事及び債務負担行為の工事のうち、平成22年3月31日までに完了するもの（工事関連の業務委託を含む。）

監査の期間 平成22年 4月 1日から

平成22年11月 4日まで

監査の結果

今回の監査は、監査の対象部署が契約した工事及び工事関連の業務委託について、工事60件及び業務委託10件の合計70件（別表）を抽出し、経済性、効率性及び有効性を考慮して適切に執行されているか、また、監査の重点項目として品質確保に関する確認及び検査は適正に実施されているかを設定し、関係書類の審査及び工事現場の調査を行った。

その結果、次のとおり改善措置を要する事項があった。

1 緊急工事における出来高精算が不適切なもの

本工事は、緊急を要する道路補修等の工事を行うもので、舗装工事として半年程度の工期で発注され、道路破損等の復旧処置に関する個別の指示ごとに工事を行い、その結果は請負者から施工調書、工事写真及び日報により工期末に報告される。監督員はその報告内容から、工事に従事した人工数及び使用材料を確認し、変更設計により精算を行うものである。

精算内容を確認したところ、提出された工事写真等から変更設計において計上した人工数の確認ができず、また、単価・数量に対する査定を一部確認

することができなかった。

緊急工事における設計・監督の取扱要領によると、工事費の精算に当たっては、「労務費は、写真等で人工数の把握をすること。」及び「使用機械、単価、労務費、使用材料の確認により、査定額が過大とならないよう十分注意すること。」と規定されていることから、精算を行う際には、現場ごとの工事を確実に把握できる内容の報告を求め、従事した人工数等の確認及び材料等の単価・数量の査定を適切に行われたい。

(別表監査番号38) (中原区役所 道路公園センター整備課)

2 擁壁設置の設計及び補償工事による工作物の取扱が不適切なもの

本工事は、擁壁の設置による張出し歩道の整備及び車道舗装の打換えを行うものである。そのうち、張出し歩道の整備について確認したところ、当初設計から大幅な変更が行われていた。

この設計の変更は、擁壁の設置に使用する鋼材について市場性を十分に検討しないまま採用したため、鋼材を工期内に確保できないことが工事着手時になって判明したことによるものである。これにより、擁壁断面の再検討に伴う構造計算及び使用材料の見直しがなされ、鋼材の寸法及び打込みの深さの大幅な変更並びに裏込め材料の変更が行われた。

大幅な設計の変更は工期の延長を招き、また、関係職員の業務負担も増加するなど、効率的な事務の執行とはいえないことから、当初設計に当たっては、大幅な変更が生じることのないよう適切なものとされたい。

また、本工事の施工に当たり、隣接した畑地内に設置した工事用スロープは、畑地の地権者と所有、管理等について書面による約定をせずに残置していた。さらに、本スロープは、道路敷と畑地にまたがった構造物となってお

り境界が不明なものとなっていた。

補償工事として工作物を設置する際には、設置物の内容及び管理について書面において約定するとともに、工作物上に境界を明示するなど今後の維持管理において支障のないものとされたい。

(別表監査番号43) (高津区役所 道路公園センター整備課)

3 緊急工事において施工した工事が一部不適切なもの

本工事は、緊急を要する道路補修等の工事を行うもので、舗装工事として半年程度の工期で発注され、道路破損等の復旧処置に関する個別の指示ごとに工事を行うこととなっている。

そのうちの1件は、過去に道路敷が盛土されたことにより生じた隣接宅地との高低差への対策として、道路敷と隣接宅地の境界に土留擁壁及び街渠を兼ねたフェンス基礎を設置し、さらに、これらの施工に当たり生垣の枝払い等を行ったため喪失した目隠し機能の代替として、その上部に目隠しフェンスを設置したものである。

この工事のうち、土留擁壁の設置は、これまでの経過及び現状から、突発性の事態に対応するため発注される緊急工事の対象とは言えず、また、土留擁壁上に設置した目隠しフェンスは、枝払いの程度からみて必要性はなく、不適切な工事となっていた。(参考：設計価格で約180万円)

緊急工事の執行に際しては、緊急工事における設計・監督の取扱要領の規定に基づき、同工事の是非について適切に判断を行い、また、その工事範囲は必要最小限のものとされたい。

(別表監査番号64) (麻生区役所 道路公園センター整備課)

4 その他改善を要するもの

改善措置を要する軽易な事項として適切に執行すべきものがあり、その概要は次のとおりであった。

(1) イメージアップ経費相当分の実施に関する協議及び確認が適切でないもの

イメージアップ経費相当分の実施について請負者と文書による協議がなく、また、実施内容は経費相当分であることの確認ができなかった事例
(別表監査番号29、30) (幸区役所 道路公園センター整備課)

(2) 見積りの取得が適切でないもの

見積依頼書を作成せず見積りを取得し、また、その見積り内容の比較ができなかった事例
(別表監査番号63) (麻生区役所 道路公園センター整備課)